出産育児一時金
「直接支払制度」と「受取代理制度」の手続き

出産する医療機関は、Ⓐ直接支払制度とⒷ受取代理制度のどちらを利用できますか？

Ⓐ 直接支払制度を利用しますか？

いいえ

出産費用の全額を、医療機関で支払って下さい。

↓

長瀬健保へ、『出産育児一時金（付加金）請求書』と添付書類を提出して下さい。

↓

長瀬健保から、出産育児一時金 50 万円※と、付加金 1万円が給与とともに振込まれます。

はい

医療機関と、直接支払制度にかかる契約の締結を行って下さい。

↓

出産費用が 50 万円※を

超えない

長瀬健保へ、『出産育児一時金（付加金） 請求書』と添付書類を提出して下さい。

↓

長瀬健保から、次の①と②の合計額が給与とともに振り込まれます。
①差額（50 万円※－出産費用）
②付加金 1 万円

超える

50万円※を超える部分の出産費用を、医療機関で支払って下さい。

↓

長瀬健保へ、『出産育児一時金（付加金） 請求書』と添付書類を提出して下さい。

↓

長瀬健保から、付加金 1 万円が給与とともに振り込まれます。

Ⓑ 受取代理制度を利用しますか？

いいえ

出産費用の全額を、医療機関で支払って下さい。

↓

長瀬健保へ、『出産育児一時金（付加金）請求書』と添付書類を提出して下さい。

↓

長瀬健保から、出産育児一時金 50 万円※と、付加金 1 万円が給与とともに振込まれます。

はい

医療機関指定の受取代理制度申請書または長瀬健保の『出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）』を作成して、長瀬健保へ提出して下さい。

↓

出産費用が 50 万円※+ 付加金1 万円を

超えない

長瀬健保から、差額（50 万円※+ 付加金 1 万円－出産費用）が給与とともに振り込まれます。

超える

50 万円※+ 付加金 1 万円を超える部分の出産費用を医療機関へ支払って下さい。

※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関または、妊娠 22 週未満での出産の場合は 4 8 万8千円です。

出産育児一時金付加金は、資格喪失後の出産には支給されません。

帝王切開等の手術が必要になったとき

出産の費用が、手術や処置等の保険適用部分と、分娩介助料等の保険適用外（自費）部分に分かれます。

保険適用外（自費）部分

上記手続きを行ってください。

保険適用部分

手術等で、出産費用保険適用部分の自己負担額（３割）が、高額になりそうな時

→ 入院前に、長瀬健保へ『限度額適用認定証交付申請書』を作成して提出して下さい。

自然分娩の出産費用は、全額保険適用外（自費）です。